

規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	都市公園法施行令の一部を改正する政令(平成28年政令第393号)
規制の名称	都市公園における仮設工作物等に係る占用期間の上限延長(都市公園法施行令第14条第3号関係)
規制の区分	緩和
担当部局	都市局公園緑地・景観課
評価実施時期	令和3年12月27日
事前評価時の想定との比較	<p>事前評価時点において、公園管理者の許可を受けて都市公園に設けられる占用物件のうち、都市公園法施行令第14条第3号の対象となる非常災害に際し災害にかかった者を收容するため設けられる仮設工作物等(以下「仮設工作物等」という。)に係る占用について、実態としてある程度長期にわたる占用が見込まれるものの、頻繁な更新申請が必要となり、占用許可申請者及び公園管理者の双方の負担となることが課題となっていた。</p> <p>本規制緩和は、占用許可申請者及び公園管理者の事務負担軽減に資する事務手続きの簡素化を図るため、仮設工作物等の公共性や耐久性、占用許可申請に係る事務負担等を踏まえ、都市公園の管理の適正を損なうおそれがない期間を総合的に勘案した結果、1年を新たな占用期間の上限とすることが最も適切であると判断し、仮設工作物等に係る占用期間の上限を6月から1年に延長したものである。</p> <p>課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化について、事前評価時点以降、仮設工作物等の公共性や耐久性、占用許可の申請手続きの方法等に特段の違いはなく、変化による影響及び想定外の影響は生じていない。</p>
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	
(遵守費用)	当該規制緩和による遵守費用は発生しておらず、事前評価時の想定と乖離はない。
(行政費用)	当該規制緩和による行政費用は発生しておらず、事前評価時の想定と乖離はない。
(効果)	申請許可に当たって必要となるコストが地方自治体ごとで様々であることにより、本規制の緩和による効果を一律に定量化することは困難であるが、本規制緩和により、仮設工作物等の占用許可期間の更新を申請する頻度が年間1回減少することにより、許可申請者及び公園管理者において、許可申請1件につきそれぞれ年間3,572円、3,574円の事務負担低減効果があったものと推定される。令和2年3月31日時点で102件の設置件数があることから、仮に同数が令和元年度の1年間で申請されたとすると、年間の費用軽減効果は、許可申請者及び公園管理者において、それぞれ364,344円、364,548円と推定される。
(便益(金銭価値化))	本規制緩和によって、占用許可申請者及び公園管理者の費用負担が軽減された。
(副次的な影響及び波及的な影響)	副次的な影響及び波及的な影響は発生していない。
考察	本規制緩和による遵守費用・行政費用はいずれも発生しておらず、一方、当該措置により、占用許可申請者及び公園管理者の費用負担が軽減され、都市公園の適切な管理のための財源の確保に寄与するという効果をあげている。また、副次的な影響又は波及的な影響の発生は確認されていない。以上より、当該措置は継続することが妥当である。
備考	